

○琉球大学国際地域創造学部におけるデータサイエンティスト養成履修カリキュラム実施要項

(令和4年1月26日制定)

改正 令和5年3月15日要項第1号 令和6年2月21日要項第2号
令和6年2月21日要項第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、琉球大学国際地域創造学部(以下「本学部」という。)が開設するデータサイエンティスト養成履修カリキュラム(以下「本カリキュラム」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本カリキュラムは、琉球大学における数理データサイエンス教育に関する基本方針(令和2年5月19日グローバル教育支援機構会議策定)に基づき、数理・データサイエンス・AI分野における初級・中級程度の知識と技能を修得し、その能力を様々な分野の価値創造につなげていくことのできる人材の養成を目的とする。

(受講対象)

第3条 本カリキュラムは、本学部の学生のみならず、他学部の学生による受講も可能とする。ただし、受講希望者が受講可能人数を超過する場合は、本学部学生の受講を優先する。

(授業科目の区分、科目番号等)

第4条 本カリキュラムの対象となる授業科目の区分、科目番号、位置付け、名称、単位数、受講年次及び開講学期並びに本カリキュラムの修了要件は別表のとおりとする。

(修了の認定)

第5条 別表に定める修了要件を満たした者に対して、本カリキュラムの修了を認定する。

(修了証の授与)

第6条 前条の規定により本カリキュラムを修了したと認定する者に対して、修了証(別紙様式第1号)を授与する。

2 前項に規定する修了証の授与は、デジタル証明書(当該者が本カリキュラムを修了したことを証明するために作成された電磁的記録をいう。)の発行をもって代えることができる。

(庶務)

第7条 本カリキュラムの庶務は、本学部学務係が行う。

附 則

この要項は、令和4年1月26日から実施する。

附 則(令和5年3月15日要項第1号)

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

附 則(令和6年2月21日要項第2号)

この要項は、令和6年2月21日から実施する。

附 則(令和6年2月21日要項第3号)

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

別表(第4条関係)

修了要件	授業科目	単位数	受講年次	開講学期	
リテラシーレベル					
必修科目	データサイエンス概論	2	「学生便覧」及び「授業時間割配当表」に基づく。		
	データサイエンス初級	2			
応用基礎レベル					
必修科目	データサイエンスのためのPythonプログラミング	2	「学生便覧」及び「授業時間割配当表」に基づく。		
	データサイエンス中級	2			
選択必修科目	1科目以上を修得	データサイエンスのための基礎数学			2
		社会科学のための統計入門			2
		経済数学(基礎)			2
		経済数学(応用)			2
		基礎統計学			2
選択科目	データサイエンス上級	2			
	データサイエンス実践演習Ⅰ	2			
	データサイエンス実践演習Ⅱ	2			
	データサイエンス実践演習Ⅲ	2			

※ リテラシーレベルは、必修科目2科目（4単位）を修了要件とする。応用基礎レベルは、必修科目2科目（4単位）と選択必修科目1科目（2単位）以上を修了要件とする。

※ AI入門、データサイエンス上級、データサイエンス実践演習Ⅰ、データサイエンス実践演習Ⅱ及びデータサイエンス実践演習Ⅲの単位は、修了要件には含まない。

※ 隔年開講の科目があるため、「授業時間割配当表」で確認してください。

別紙様式第1号(第6条関係)

修了証

修了証

[別紙参照]

修 了 証

氏 名

生年月日

所属学部

琉球大学国際地域創造学部が開設するデータサイエンティスト養成履修カリキュラム（〇〇レベル）を修了したことを証する。

（元号） 年 月 日

琉球大学長 ○ ○ ○ ○ （印）

琉球大学国際地域創造学部長 ○ ○ ○ ○ （印）